

募集 まちかどレポート 身近な出来事を「広報いばらき」に 掲載しませんか？

地域の話や趣味などについて、記事をお寄せください。

- ▶ **対象** 町内に在住・在勤されている方
- ▶ **原稿** 文字数400字～600字程度、写真1～2枚
- ▶ **応募方法** 住所、氏名、連絡先（電話・FAX番号）を明記の上、下記までお申し込みください。
- ▶ **その他** いただいた記事は秘書広聴課内で撰定の上、掲載します。また、スペースによって掲載できない場合もありますので、ご了承ください。

【応募・問合せ先】秘書広聴課

☎029-240-7126（直通）

FAX：029-292-6746

メール：i_kouho@town.ibaraki.lg.jp

〒311-3192 茨城町小堤1080

茨城町秘書広聴課 宛

お知らせ 町のプロモーションビデオ 茨城県広報コンクールで入選

令和元年度茨城県広報コンクールの映像部門で、茨城町のプロモーションビデオ「つながりとひと」が入選しました。

町民の皆さんや主演の根矢涼香さん、テーマソングを制作したマシコタツロウさんをはじめ、制作に関わった多くの方々のご協力が今回の結果につながりました。協力していただいた皆さん、ありがとうございました。まだ動画を見ていない方も、この機会にぜひご覧ください。



動画はこちらから



【問合せ先】秘書広聴課

☎029-240-7126（直通）

募集 茨城町奨学金貸付事業

経済的理由により大学・短期大学・専修学校の専門課程での修学が困難な学生を対象に奨学金を貸付けます。

奨学生として採用された場合、貸付金額は月額2万円（年額24万円）を在学する大学等の正規の修業期間にわたり貸付けを行います。

また、大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合には奨学金全額の返済を免除します。

詳細は、広報いばらき2月15日号及び町ホームページに掲載しています。

▶ **対象** 大学・短期大学・専修学校（専門課程）に令和2年度在学する方

▶ **応募資格**

- ① 茨城町民、または茨城町民の子であること
- ② 人物及び学業ともに優れている者であること
- ③ 経済的な理由により修学が困難と認められること
- ④ 確実な連帯保証人及び保証人を選任できること

▶ **定員** 5人

▶ **申込方法** 学校教育課へ申請書等を持参してください。

▶ **申込期間** 4月1日（水）～5月25日（月）

【問合せ先】学校教育課

☎029-240-7121（直通）

お知らせ 財務省関東財務局 水戸財務事務所へご相談を

関東財務局水戸財務事務所では、財務省の総合出先機関として、地域の皆様からの相談を無料で受け付けています。

電子マネー詐欺相談（架空請求、サクラサイト）

▶ **相談受付番号** ☎029-221-3195

▶ **受付時間** 月～金曜（祝日を除く）

午前8時30分～正午／午後1時～5時

多重債務相談（借金・クレジットカード・各種ローンの悩み相談）

▶ **相談受付番号** ☎029-221-3190

▶ **受付時間** 月～金曜（祝日を除く）

午前8時30分～正午／午後1時～4時30分

町の防災行政無線が聞き取れなかった場合
防災行政無線テレホンサービス
☎0800-800-8848（通話料無料）

4月の納税

- 固定資産税 1期
- 介護保険料 1期

- ・令和2年度最初の納税となります。
- ・下記納期限までに銀行、コンビニまたは役場窓口で納付しましょう。

納期限は **4月30日（木）**

募集 サイクルサポートスポット 登録施設の募集

町では、サイクリストを支援するために、空気入れや工具の貸出し、休憩所・緊急避難場所等として気軽に利用できる施設「サイクルサポートスポット」として登録していただける町内の施設を下記のとおり募集します（現在15か所登録済）。



▶ **応募要件**

- ・町内に住所を有する施設（商店、飲食店など）であること。
- ・自転車利用者に、トイレや給水などのサービスを提供すること。
- ・自転車利用者に、雨宿りや休憩のための場所を提供すること。
- ・自転車利用者に、駐輪ラック、空気入れ、工具を使用させること。

※以上の全ての要件を満たして登録された施設には、駐輪ラック、空気入れ、工具等の物品を貸し出します。登録に際して費用はかかりませんので、ぜひご応募ください。

登録施設は、町が作成するサイクリングガイドにてご紹介します。

▶ **申込方法** 商工観光課までお申し込みください。

▶ **申込期間** 4月1日（水）～4月22日（水）

今年度の登録施設は8か所程度を予定しています。

【問合せ先】商工観光課

☎029-240-7124（直通）

Information 情報

お知らせ 合併処理浄化槽設置補助金の 希望者を募集します

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

▶ **補助内容**

補助人槽	補助限度額 (1基あたり)	補助対象要件
5人槽	645,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	772,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	959,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合 (二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去するときは、撤去費用の一部(限度額90,000円/基)を補助します。

※令和元年度より、単独処理浄化槽からの転換を行う場合に限り、宅内配管工事費の一部(限度額300,000円/基)を補助します。

▶ **受付期間** 4月1日（水）～5月29日（金）

※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分

▶ **申込できる方**

公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和3年2月末までに専用住宅(小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること)へ高度処理型合併処理浄化槽(N型)の設置補助事業が完了できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

- ①販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③町税等を滞納している場合
- ④住宅を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- ⑤従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶ **申込方法**

印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口(10番)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、内容をご確認の上お越しくください。

※1 応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 国の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】下水道課 農業集落排水グループ

☎029-240-7128（直通）